クーリング･オフの方法

クーリング･オフとは

消費者が契約してしまったあとで、その契約を一方的･無条件に解除できる制度です。

●すでに代金を支払った場合は、全額返金されます。
●工事などが完了していても、期間内であればクーリング･オフできます。
●使用している場合でもそのまま返品できます（指定商品を除く）。
●キャンセル料や違約金は必要ありません。

【期間】

契約書を受け取った日から起算して、下記の期間はクーリング･オフができます。
なお、期間内の消印有効です。

●訪問販売、電話勧誘販売など……8日間
●マルチ商法など……20日間

契約書の記載内容に不備があり、法定書面として認められない場合は、期間を過ぎていてもクーリング･オフできる場合があります。あきらめずに、札幌市消費者センターにご相談ください。

【クーリング･オフできない場合】

●現金取引で代金が3,000円未満の場合
●店舗に自ら出向いて購入した場合
●通信販売での買い物
●化粧品、健康食品などの指定消耗品を使用した場合（使用分のみ）
●乗用車、葬儀代金など
●事業主としての契約

裏面

契約解除通知

1.契約書面を受け取った日
　○年○月○日
2.相手の業者の名前
3.契約担当者
4.商品の名前
5.金額　　円
6.契約をやめます。
　クーリング･オフします。
　（理由は必要ありません）
7.申出日　○年○月○日
8.自分の住所
9.自分の氏名

表面

□□□-□□□□

特定記録郵便

○○市○○区○○丁目
○○番○○号
○○○○○○○会社
代表者　様

（氏名･住所）

●はがきは「販売会社」に送ります。
●クレジット契約を利用した場合は「クレジット会社」にも送ります。

※解除理由を記載する必要はありません。
※電話での解除はトラブルの元です。必ず書面で解除を通知しましょう。
※郵便局に持参し、「特定記録郵便」か「簡易書留」で郵送してください。
※はがきは両面ともコピーを取り、郵便局の受領証と一緒に保管しましょう。

「ミニ講座」を活用しよう

「高齢消費者被害防止ネットワーク事業」の一環として、高齢者を悪質商法から守るための出前講座（ミニ講座）を行っています。
お気軽にご利用ください。おもな内容は下記の通りです。

【受講料】無料（会場費用などは主催団体負担）
【対　象】町内会、民生委員、すこやか倶楽部、老人クラブ、高齢者福祉関連職員（居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護予防センターなど）
【参加人数】10～20人程度
【講　師】消費生活みまもり協力員
【講座時間】30～60分程度
【講座内容】悪質商法の手口やトラブル事例、効果的な断り方、クーリング･オフなどを学びます。
【問い合わせ･申込先】（社）札幌消費者協会事務局　札幌市北区北8条西3丁目　札幌エルプラザ2階　☎728-8300

※お申し込みは2週間前までにお願いします。
※参加人数、講座時間についてはご相談に応じます。
※札幌市は、高齢消費者被害防止ネットワーク事業を（社）札幌消費者協会に業務委託しています。

消費者トラブルの最新情報をチェック!

下記のホームページでは、悪質商法の事例、製品事故情報、行政指導を受けた事業者、不当請求事業者などの情報を紹介しています。

●消費者庁　http://www.caa.go.jp/
●国民生活センター http://www.kokusen.go.jp/
●経済産業省 http://www.meti.go.jp/
●NITE（製品評価技術基盤機構） http://www.nite.go.jp/
●北海道立消費生活センター http://www.do-syouhi-c.jp/
●札幌市消費者センター http://www.shohi.sl-plaza.jp/